

鳥取縣公報

昭和二十二年四月四日
第一千七百九十八號

金曜日

告示

◇鳥取縣告示第三百二十九號

薪炭配給統制規則第八條により昭和二十二年三月三十一までの期限をもって自家生産の許可を受けたものについて、特に昭和二十二年四月三十日までその効力を有するものとする。

昭和二十二年四月四日

鳥取縣知事 吉田 忠一

◇鳥取縣告示第四百四十號

農地調整法第十七條の規定による證票を昭和二十二年三月三十一日附をもつて次のように交付した。

昭和二十二年四月四日

鳥取縣知事 吉田 忠一

記

第二十六號	地方事務官	岸 本 友 未
第二十七號	同	藤 岡 忠 信
第二十八號	同	梶 田 勝

鳥取縣公報 毎週 曜日發行 (休日ニ當リ)

昭和二十二年四月四日 第一千七百九十八號

(昭和二十二年四月十五日) 第三號 印刷部